

令和5年第6回総会

山武市農業委員会会議録

令和5年6月5日 開会

令和5年6月5日 閉会

令和5年第6回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年6月5日（月）午後3時30分

場 所 山武市役所 大会議室

招 集 者 山武市農業委員会 会長 井 野 敬 一

議 事 議案

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 令和5年度第3次農用地利用集積計画（案）の決定について
- (3) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（15名）

欠席委員（2名）

出席農地利用最適化推進委員（15名）

欠席農地利用最適化推進委員（5名）

出席事務局職員（3名）

◎日 程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 令和5年度第3次農用地利用集積計画（案）の決定
について

日程第6 議案第3号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和5年6月5日 山武市農業委員会 会長 井野 敬一

◎開 会

議長

これより令和5年第6回山武市農業委員会総会の会議を始めます。
ただいまの出席委員は15名です。よって、農業委員会等に関する
法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

欠席委員は、議席番号13番鈴木委員、議席番号14番藤田委員です。
お諮りいたします。

日程第1、会期の決定並びに日程第2、議事録署名人の指名につ
いて、議長において決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。議事録
署名人は、議席番号16番小川委員及び議席番号17番齊藤委員を指名
いたします。

◎報 告 (事務局説明)

◎議案第1号

議長

議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請につ
いてを議題といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明を求めます。
申請番号1について、隣接地区推進委員の川津委員に説明を求めます。

川津推進委員 申請番号1について御説明いたします。
こちらの申請は、売買による所有権移転の申請です。
譲受人は、譲渡人から数年前より当該地を借り受けており、今回、所有権移転をし、自作地として引き続き息子とともに耕作していきたいということです。問題はないと思われまますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
隣接地域の農業委員、議席番号5番廣口委員に補足説明を求めます。

廣口委員 5番の廣口です。
ただいま川津推進委員から報告がありましたとおりで、何ら問題ないかと思えます。私も昨日、現地を見てまいりましたが、特に問題はなかったようです。
権利者につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
御審議よろしく願いします。

議長 農業委員の補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。
議案第1号、申請番号1について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定をいたしました。
申請番号2について、地区担当推進委員の川津委員に説明を求めます。

川津推進委員 申請番号2について御説明いたします。
こちらの申請は、売買による所有権移転の申請です。
譲受人は、農地取得後はキュウリやナスなどを作付けしたいという
ことでした。現地を見てまいりましたが、問題はないかと思われ
ますので、御審議のほうよろしくお願ひいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
隣接地域の農業委員、議席番号5番廣口委員に補足説明を求め
ます。

廣口委員 5番の廣口です。
ただいま川津推進委員から説明がありましたとおり、私も現地確
認をしましたが、何ら問題はなかったと思います。
権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない
ため、許可要件の全てを満たしております。
御審議よろしくお願ひします。

議長 農業委員の補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。
議案第1号、申請番号2について、許可することに御異議ない方
の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定をいたしました。
続きまして、申請番号3について、地区担当推進委員の小川委員
に説明を求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。
ナンバー3の案件は、所有権移転の売買による案件です。

譲受人は将来的にもやはり農業を続けたいということで、隣接する農地ですので、これから農作物を作って直売所等への出荷を考えているそうです。何ら問題ないと思います。

よろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号16番小川委員に補足説明を求めます。

小川委員

16番の小川です。

ただいまの推進委員からの御説明のとおりでございます。何の問題もありません。

権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく願いいたします。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第1号、申請番号3について許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定をいたしました。

申請番号4及び5については近接地域であり、譲受人が同一の案件であります。

お諮りいたします。申請番号4及び5については一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

申請番号4及び5は一括審議といたします。

申請番号4及び5について、地区担当推進委員の布施委員に説明を求めます。

布施推進委員

地区担当推進委員の布施です。

申請番号4について説明させていただきます。

売買による所有権の移転です。

今回、申請があった土地ですが、何年も作付けしておらず、管理だけしていたのですが、譲渡人も高齢になってきて、この先の管理も難しくなるので、土地を処分したいと思い、譲受人に直接お話をしたそうです。譲受人も自宅のそばなので、利便性もいいため、今回の申請に至ったそうです。

地区としても何ら問題ないと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、申請番号5について説明させていただきます。

こちらも売買による所有権の移転です。

この持ち主が、何年も前に実は譲受人の父親と譲渡人の間で相対による貸し借りをされている土地で、そのときからずっと畑としてきれいに管理されていまして、今回、作付け地を確認してきましたが、やはりきれいに管理されて、いろいろな野菜なども作付けされておりました。譲受人も、このまま続けていくことを希望しており、先ほどの申請番号4で土地を買ってくれという話だったので、それだったら申請番号5についても売買したいということで、このたび申請に至りました。

こちらのほうも引き続ききれいに管理していただけるそうなので、地区としては何ら問題もないと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号11番中山委員の補足説明を求めます。

中山委員

11番の中山でございます。

ただいま布施推進委員からお話があったとおりでございます。譲受人につきましては、何年も前からこの場所で農業生産活動に従事しております。私も承知しております。そういうことで問題はないと思います。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく申し上げます。

議長 農業委員の補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。
議案第1号、申請番号4及び5について許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定をいたしました。
申請番号6について、地区担当推進委員の伊藤委員に説明を求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。
申請番号6について説明いたします。
所有権移転の案件です。
5月27日に現地確認してきました。譲渡人は畑を相続したが、会社員で耕作ができないため、草が生い茂っていた状態でございました。譲受人は経営規模拡大のため、自分が耕作している隣接地の畑なので、譲り受けてきれいに耕作をしたいということでございました。何ら問題ないかと思っておりますので、御審議よろしくお願いたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
当該地域の農業委員、議席番号3番雲地委員の補足説明を求めます。

雲地委員 議席番号3番、雲地です。よろしくお願いたします。
農地法第3条、申請番号6についてなんですけれども、地元の推進委員の伊藤さんの説明があったとおりで、補足する内容はないと思います。ただ、ずっといろいろ前から言ってきて、ここの譲受人が農業という職業ですので、これは間違いはないと思いますので、よろしくお願いたします。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしく御審議のほどお願いたします。

議長 農業委員の補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。
議案第1号、申請番号6について許可することに御異議ない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定をいたしました。

◎議案第2号

議長 続きまして、日程第5、議案第2号、令和5年度第3次農用地利
用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。
お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょ
うか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。
この議案は一括審議といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。
議案第2号、令和5年度第3次農用地利用集積等促進計画（案）
の決定についてを原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手
を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定をいたし

ました。

◎議案第3号

議長 続きます。日程第6、議案第3号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。

お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認め、この議案は一括審議といたします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
番号ごとに推進委員の説明を求めます。
番号1について、隣接地区推進委員の川村委員に説明を求めます。

川村推進委員 隣接地区推進委員の川村でございます。議案第3号、1について説明いたします。

今回、新規の申請になります。

従来より、申請人の父親が水稻栽培を行ってきたところですが、現在、高齢と体の具合が悪いため、今回この申請をしたものでございます。ここに本人と母の2人と書いてありますが、現在はほぼ3名で行っているようでございます。機械を更新して、中間機構等も利用し、徐々に規模を拡大していきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

議長 続きます。番号2及び3について、地区担当推進委員の鈴木委員に説明を求めます。

鈴木推進委員 推進委員の鈴木でございます。番号2について御説明いたします。更新でございます。

植木と水稻の複合経営で、植木に関しましては大型ではなく小型、小ぢんまりとした木を作って、回転率を上げて収益を図っていくと

いうお話を伺いました。

以上でございます。よろしく認定のほどお願いいたします。

議長 番号4について、地区担当推進委員の布施委員に説明を求めます。

布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。申請番号4について説明させていただきます。

更新の申請です。

現在、奥さんと2人で水稻メインの経営を行っております。低湿乾燥に取り組んで品質の向上に努めるとともに、自動操舵田植機を導入して、さらなる収量増加を図っていくとのことでした。

こちらの方は、地域の中心的な担い手の方なので、何の問題もないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、番号5について、地区担当推進委員の伊藤委員に説明を求めます。

伊藤推進委員 ナンバー5について御説明をいたします。

地区担当推進委員の伊藤です。

これは新規です。

露地野菜、主にニンジン、ゴーヤを作り、現在、本人と妻の2人で露地野菜の栽培を行っています。排水対策の強化及び薬剤の適切な処理、品種改良によりロスを少なくして収穫の増加を目指す。将来的にはニンジン収穫機の導入により作業の効率化を図り、5年後の年間所得は550万を予定しております。年間労働時間2,000時間以内の安定した経営を目指すということでありました。よろしくお願ひします。

議長 続きまして、番号6について地区担当推進委員の十川委員に説明を求めます。

十川推進委員 地区担当推進委員の十川です。番号6について説明をさせていただきます。

更新です。

水稻と果樹、メインは果樹の梨なんですけども、現在、本人と両親の3人で経営を行ってまして、古くなったスピードスプレーヤ

一や草刈機を更新して、これからも頑張っていくということでありましたので、何の問題もないと思いますので、よろしく願います。

議長 先ほど番号3について、地区担当推進委員の鈴木委員の説明がございませんでしたので、鈴木委員に番号3について説明を求めます。

鈴木推進委員 番号3について御説明をいたします。
更新でございます。
水稻とねぎの複合経営でございます。主に水稻をメインとした経営内容でございますが、ねぎも収穫機、トラクターのもぎ取り機械で効率を上げて頑張っているということでお話を聞いております。御審議のほどよろしく願います。

議長 以上で推進委員の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。
議案第3号、農業経営改善計画認定申請に関する意見について、原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎その他

議長 以上で本日予定した議案の審議は全て終了いたしました。
その他の件について、皆様から御意見等ございますか。
雲地委員、どうぞ。

雲地委員 議席番号3、雲地です。
農地法第3条の許可申請書で、この前、農地がほとんどなくても取得できるということで、前回からどんどん申請書が上がってきていると思うんですけども、その申請書がここに出てくるまでのフ

ローというか、流れるなものを説明してもらえれば助かるんですけども、それとあともう一点、譲受人という名目で、職業が例えば会社役員とかそういうふうになっていますけれども、農地を取得した場合には、職業的にはどういう言い方で今後なるのでしょうか。よろしくお願ひします。

それと、この件に関しては全部畑なんだよね。田んぼは1つもないんだけど。

事務局 (事務局説明)

雲地委員 分かりました。

議長 ほかにありますか。
十川委員、どうぞ。

十川推進委員 推進委員の十川です。

一番最初の4ページにあります農地法第18条第6項の規定による通知についてというところで、申請番号1というのがありますが、これ令和5年4月27日に合意解約となっています。

実はこの畑なんですけれども、うちのすぐ近くの畑でありまして、新規就農者が一旦借りまして、千葉県の園芸協会が間に入って借りたんですが、解約というのを見て園芸協会のほうに問い合わせ、何で解約になったのかというのを聞いたところ、隣の家から機械がうるさいとか、肥料を振ったところが臭いとか言われて、いろいろ苦情を言われたそうなんです。で、この作っていた方も返すということになりまして、園芸協会のほうも、そういう事情であれば、この畑に関しては携われないということによって解約したそうです。

この話を聞いて、私も農業委員会もあるからということで、ちょっとこれは報告しておきますと言ったんですが、多分これからちょっとうちのほうに限らず、こういうことがいろいろ出てくると思うんです。畑が空いているといたって、隣からこういうふうに言われていると、そういうのが出てくると思います。ちょっとこのところ報告ということでさせていただきます。よろしくお願ひします。

事務局長 連絡事項ということでよろしいですか。

十川推進委員 連絡事項です。はい。

議長 ほかに御意見等ありますか。

◎閉 会
議長 御意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。
次回の総会は7月5日水曜日、車庫棟第6会議室を予定しております。御参集のほどよろしくお願いたします。